

やさしい中学公民 7-1 前半(p138~149)チェック問題 氏名

- (1) 憲法や法律にもとづいて争いごとを裁いて解決したり、罪があるかないかを決めたりすることを [①]という。この権力を持っているのが[② 国会 / 内閣 / 裁判所]である。
- (2) 憲法や法律にもとづいて「争いごとを裁いて解決する裁判」が[① 裁判]であり、「罪があるかないかを決める裁判」が[② 裁判]である。
- (3) 民事裁判では、訴えを起こした人を[①]、訴えられた人を[②]という。高度な法律の知識が必要なので、自分の代わりに[③]に裁判をしてもらうのが普通である。
- (4) 刑事裁判では、罪を犯した疑いがある被疑者を、警察官が取り調べをする。そして[①]が続いて取り調べを行い、裁判所に訴えるかどうかを決める。裁判所に訴えることを[② する]ともいう。訴えられた被疑者は[③]と呼ばれる。公正な裁判を保障するために、資格を持った[④]を依頼する権利が認められている。また刑事裁判で抑留や拘禁されたあとに無罪判決を受けた場合、国に補償を求める[⑤ 権]も認められている。
- (5) 裁判を慎重に公正に行うために、3回まで裁判を受けることができる。これを[①]という。裁判所には、日本最高の司法機関である[② 裁判所]と下級裁判所がある。下級裁判所の中でもランクが上なのは[③ 裁判所]である。他の下級裁判所は[④ 、 、]である。
- (6) 第一審の判決に不服があるとき、上級の裁判所に裁判のやり直しを求めることを[①]という。第二審に不服があるとき、さらに上級の裁判所にやり直しを求めることを[②]という。判決が確定した後でも新たな証拠が出てくるなどして裁判のやり直しをする制度を[③ 制度]という。

(1)①	(1)②	(2)①
(2)②	(3)①	(3)②
(3)③	(4)①	(4)②
(4)③	(4)④	(4)⑤
(5)①	(5)②	(5)③
(5)④		
(6)①	(6)②	(6)③